福岡県信用保証協会

税理士連携保証「TAG」の取扱期間延長について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、平成28年12月5日より、九州北部税理士会に所属する税理士または税理士法人から推薦を受けた中小企業者が必要とする経常運転資金の一部について、定時償還を伴わない一括払い方式の短期資金を一定期間継続して支援する保証商品『税理士連携保証「TAG」』を取扱いしておりますが、今般、下記の通り取扱期間を延長し、中小企業者の永弁性向上のため、融資限度額制限の緩和を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 商 品 名 税理士連携保証「TAG」

2. 商品の内容 別添「商品概要」のとおり

3. 取扱期間 (変更前)令和6年3月29日(金)保証協会受付分まで

(変更後) 令和7年3月31日(月)保証協会受付分まで

4. 融資限度額 (変更前) 5,000万円以内、かつ、直近決算(確定申告) における平均月商程度。

(変更後) 5,000万円以内、かつ、直近決算(確定申告) における平均月商の2倍以内。

以上

_ 『祝埋士連携保証 I T .	A G J』 商品概要
取 扱 金 融 機 関	約定書締結金融機関
制度融資等の利用	不可
責任共有制度	対象
申 込 方 法	金融機関経由申込
対 象 要 件	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であること (1)1期以上の決算または確定申告を行っていること (2)九州北部税理士会の会員である税理士または税理士法人(以下、税理士等)が月次管理等を行い、税理士等からの推薦があること (3)次の条件を満たしていること 《法人の場合》直近決算において経常利益を計上 《個人の場合》貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前の所得金額が200万円以上 ※ただし、直近決算(確定申告)において債務超過の場合は、税理士等の支援により策定した経営改善計画書(様式保申第153号)において、業績の改善が見込まれること。 (4)既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと
融資限度額	5,000 万円以内 (直近決算における平均月商 2 倍の範囲内)
24 124 124	ただし、1中小企業者1口限りとする
保 険 種 別	一般関係無担保保険(8,000万円)、一般関係普通保険(2億円) 12ヶ月以内(ただし、初回利用時の終期は決算申告(確定申告)期限から概ね2か月以内とし、以降更新時においては原
保 証 期 間	12 ヶ月以内(たたじ、初回利用時の於朔は仏葬中古(確定中古)朔成から城432 が75以内とし、以降更利時においては原則として 12 ヶ月とする)
資 金 使 途	運転資金(但し、保証協会が認めた場合は既保証付融資の借換も可能)
貸 付 形 式	手形貸付・証書貸付
返 済 方 法	一括返済
担保/連帯保証人	担保:必要に応じて/連帯保証人: <mark>必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。</mark>
貸 付 利 率	金融機関所定利率
	基準保証料率(責任共有保証料率)
信用保証料	料率区分 1 2 3 4 5 6 7 8 9 保証料率 1.90% 1.75% 1.55% 1.35% 1.15% 1.00% 0.80% 0.60% 0.45%
11 713 PIN HE 11	※対象要件に該当する法人で、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」の要件を満たした場合については、0.25%また
	は 0.45%を上乗せした料率を適用する。
保証料割引	1.「中小企業会計の基本要領」もしくは「会計参与設置会社」は、上記保証料率から 0.1%差し引く 2.不動産等担保の提供がある場合は上記保証料率から 0.1%差し引く 3.推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 21 条第 2 項に規定す る認定経営革新等支援機関をいう)の場合は、上記保証料率から 0.1%差し引く
取 扱 期 間	平成 28 年 12 月 5 日 (月) ~ <mark>令和 7 年 3 月 31 日 (月)</mark> ※初回申込受付期間
更新時の取扱い	【更新回数】最大4回まで更新可能とする(※更新回数満了後の取扱いは、「更新できない場合の取扱い例」に準じる)。 【更新の方法】原則として新規保証の申込を受け、借換により更新手続きを行う(継続新規扱い)。 ※取扱金融機関でのみ更新の取扱いが可能。他の金融機関で更新手続はできない。 【更新できない事由】 ①既保証付融資の返済条件を緩和した場合 ②2 期連続経常利益を計上していない場合(個人の場合は2期連続青色申告特別控除前所得金額200万円未満の場合) ③著しい社外流出など、本保証が目的に反して利用された場合 ④その他、保証利用要件を満たさなくなった場合 【更新ができない場合の取扱い例】 ①期日一括返済、②条件変更による分割返済、③他保証商品での借換(保証利用要件等を欠いている場合は除く)
必要書類	【初回申込時】 ①推薦書(様式保申第 151 号) ②決算概要報告書(様式保申第 152 号) ③直近決算(確定申告)において債務超過の場合は、税理士等の支援による「経営改善計画書」 (様式保申第 153 号) ※既に早期経営改善計画策定支援事業における計画書を策定している場合は代用可。 【更新時】 ①決算概要報告書(様式保申第 152 号) ※直近決算(確定申告)において経常利益を計上していない(個人は青色申告特別控除前の所得金額が 200万円未満)の場合は、その要因及び改善策の記載が必要。 ②直近決算(確定申告)において債務超過の場合は、税理士等の支援による「経営改善計画書」 (様式保申第 153 号) ※既に早期経営改善計画策定支援事業における計画書を策定している場合は代用可。 ③初回申込時から月次管理等をする税理士等が変更となった場合は、推薦書(別紙様式)
モニタリング	①税理士等は、申込人の業況が悪化した場合は、速やかに取扱金融機関へ報告するとともに、取扱金融機関は保証協会へ速やかに報告する。必要に応じ、保証協会と連携して経営支援に取組むものとする。 ②取扱金融機関は、実行後の申込人の現況把握に努め、利息の徴求ができなかった場合等は、速やかに保証協会へ報告し、必要に応じ、保証協会および税理士等と連携して経営支援に取組むものとする。
本保証のイメージ	 運転資金 初回 更新① 更新② 更新③ 更新④ よりご返済いただきます。 1年(※) 1年 1年